

交通広報

令和2年No. 2
長崎警察署

進路変更時や右左折時の合図、 ちゃんと出していますか？



～合図不履行違反～

違反点)	1点
反則金)	大型車 7,000円
	普通車 6,000円
	二輪車 6,000円
	原付車 5,000円

車両の運転者は、

- ・ 右折又は左折するとき
- ・ 転回するとき
- ・ 同一方向に進行しながら進路を変えるとき

は、方向指示器(ウインカー)等により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまでその合図を継続しなければなりません。

合図のタイミングは…？

★右折・左折★

右折又は左折しようとする地点又は
交差点の手前の側端から30メートル手前

★転回★

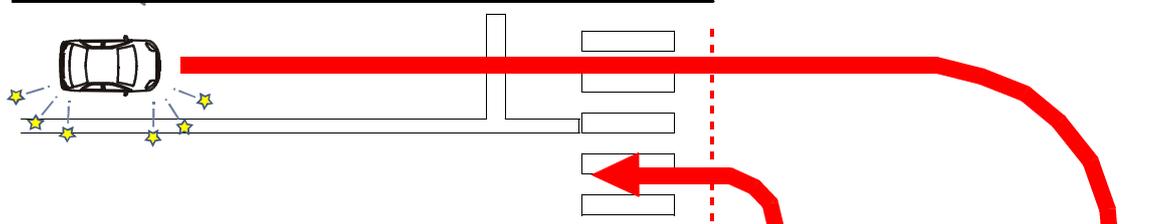
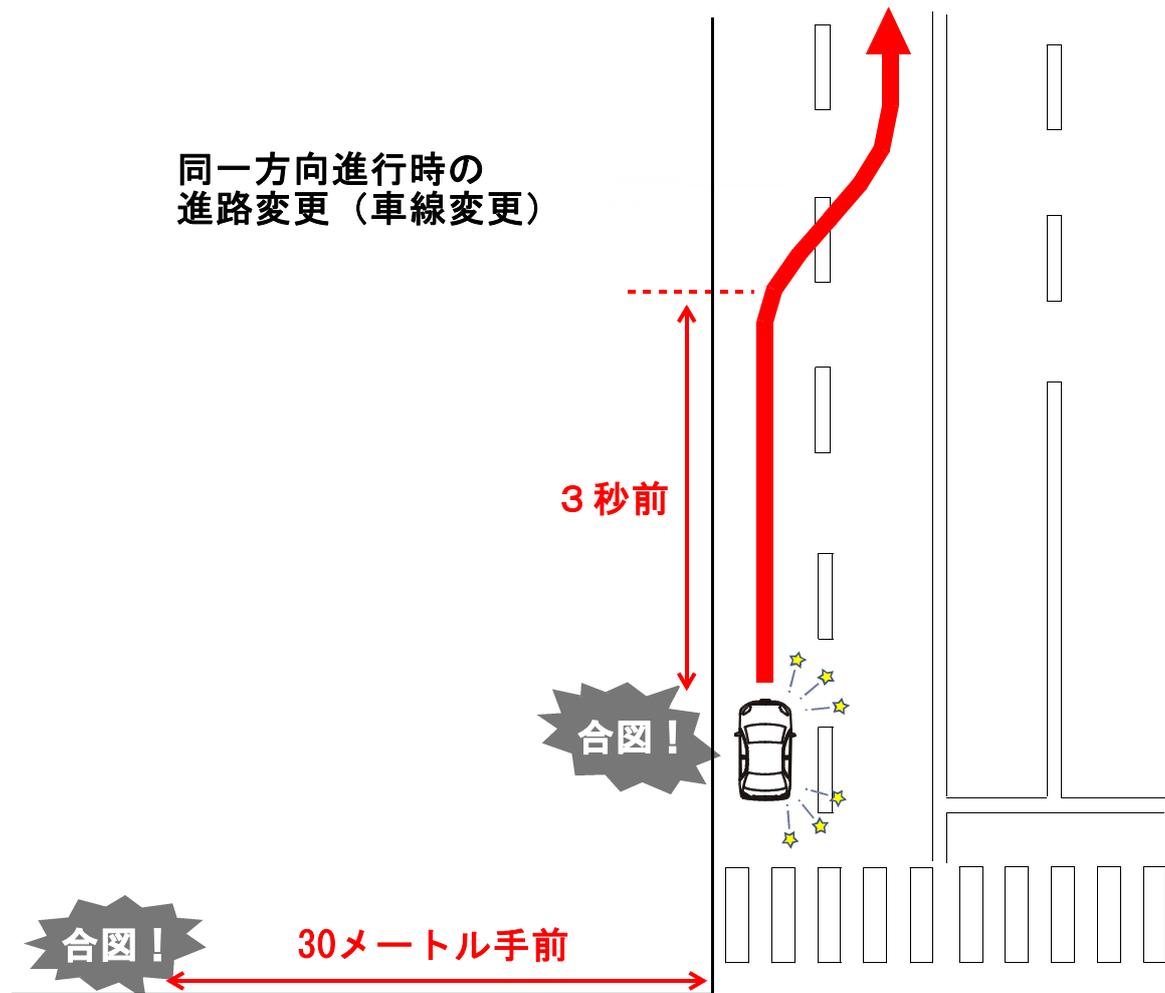
転回しようとする地点から30メートル手前

★同一方向進行時の進路変更(車線変更)★

進路変更(車線変更)しようとするときの3秒前

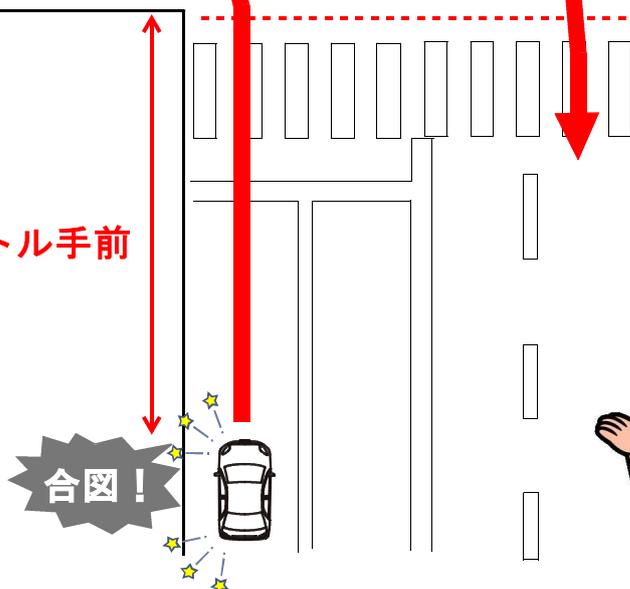


同一方向進行時の
進路変更（車線変更）



右折・左折

30メートル手前



方向指示器（ウインカー）等による合図は、
車の動きをほかの車に知らせる大切なもの。
車同士の重要なコミュニケーションなのです！

